

ID: 324

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法施行令 第12条ただし書		
法令番号	昭和55年政令第219号		
【根拠条文】 (特定農用地利用規程の有効期間) 第12条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第23条第1項の認定を受けた日から起算して5年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を5年を超えない範囲内で延長することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1705

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	事業計画の認定
法令名称 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第7条第5項
法令番号	平成26年法律第78号
【根拠条文】 (事業計画の認定) 第7条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第2項第1号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。 2 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 多面的機能発揮促進事業の目標 (2) 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項 イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域 ロ 第3条第3項第1号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項 ハ 第3条第3項第2号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項 ニ 第3条第3項第3号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項 (3) 多面的機能発揮促進事業の実施期間 (4) その他農林水産省令で定める事項 3 農業者団体等であって農林水産省令で定めるものは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた同法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設(次項において「土地改良施設」という。)について第3条第3項第1号に掲げる事業(同号ロに掲げる活動を行うものに限る。)を実施しようとするときは、前項第2号ロに掲げる事項に、第12条第1項の規定による委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができる。 4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県(土地改良法第94条の10第1項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第94条の3第1項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。 5 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。 (2) 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。	

(3) 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に2以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。 6 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第2項第4号の規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その旨を含む。)を公表しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間		30日	
備考			
設 定 年 月 日		平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日
			令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1828

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	事業計画の認定
法令名称 根拠条項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第4条第1項
法令番号	平成30年法律第68号
【根拠条文】 (事業計画の認定) 第4条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利(以下「賃借権等」という。)の設定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村(第14条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(同条を除き、以下単に「市町村長」という。)に提出して、その認定を受けることができる。 2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 賃借権等の設定を受ける都市農地の所在、地番、地目及び面積 (3) 前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (4) 設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間 (5) 第2号の都市農地における耕作の事業の内容 (6) その他農林水産省令で定める事項 3 市町村長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て(当該申請に係る都市農地(以下この項において「申請都市農地」という。)について農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の50第1項(第1号に係る部分に限る。))の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者(第7条第1項において「農業経営組合等」という。)の申請に係る事業計画にあっては第1号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人(第7条第1項において「農作業常時従事者等」という。)の申請に係る事業計画にあっては同号から第3号までに掲げる要件の全て)に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村(第7条第2項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。)にあっては、農業委員会の決定を経ることを要しない。 (1) 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。 (2) 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。 (3) 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。 (4) 申請者が事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃借権又	

は使用貸借(第7条第3項において「賃貸借等」という。)の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。

(5) 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(6) 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等という。第7条第1項第5号において同じ。)のうち1人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1829

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第6条第1項		
法令番号	平成30年法律第68号		
【根拠条文】 (事業計画の変更) 第6条 認定事業者は、第4条第1項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。 3 第4条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1917

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定締結の認可
法令名称 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第31条第1項
法令番号	令和4年法律第37号
【根拠条文】 (協定の締結等) 第31条 同意基本計画において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地(農地又は採草放牧地をいう。以下この節において同じ。))について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。)は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業(有機農業の推進に関する法律第2条に規定する有機農業をいう。以下この条において同じ。)の生産団地を形成するため、市町村長(次項第1号に規定する協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下この節において同じ。)の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定(以下「協定」という。)を締結することができる。 2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 協定の対象となる農用地の区域(以下「協定区域」という。) (2) 有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項 (3) 協定の有効期間 (4) 協定に違反した場合の措置 (5) その他必要な事項 3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。 4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。 5 協定の有効期間は、5年を超えてはならない。 【基準】 根拠条文及び法第33条の規定による。 (協定の認可) 第33条 市町村長は、第31条第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。 (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (3) 協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められるものであること。 2 市町村長は、第31条第1項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村(協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県)の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1918

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第34条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
【根拠条文】 (協定の変更) 第34条 第31条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の認可について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1919

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第36条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
【根拠条文】 (協定の廃止) 第36条 第31条第1項又は第34条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	土地への立入等の許可		
法令名 根拠条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第25条第2項		
法令番号	昭和41年法律第126号		
【根拠条文】 (測量、実地調査及び簿書の閲覧等) 第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。 2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 202

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	特用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第7号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (伐採及び伐採後の造林の届出等) 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(6) 略 (7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 203

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	自家用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第8号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (伐採及び伐採後の造林の届出等) 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(7) 略 (8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 204

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	施業実施協定の認可		
法令名称 根拠条項	森林法 第10条の11第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (施業実施協定) 第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。 (1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。 【基準】 根拠条文及び第10条の11の4第1項の規定による。 (施業実施協定の認可) 第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 205

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	施業実施協定の変更の認可		
法令名称 根拠条項	森林法 第10条の11の5第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (施業実施協定の変更) 第10条の11の5 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の認可について準用する。 【基準】 根拠条文、準用する法第10条の11第1項(施業実施協定の認可)と同様に法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。 (施業実施協定) 第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。 (1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。 (施業実施協定の認可) 第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 206

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	施業実施協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の7第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (施業実施協定の廃止) 第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1790

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告		
法令名称 根拠条項	森林法 第10条の12の3		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (公告) 第10条の12の3 市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。 (1) 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積 (2) 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨 (3) 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨 (4) 次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨 イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。) ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの (5) その他農林水産省令で定める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 207

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	森林経営計画の認定
法令名称 根拠条項	森林法 第11条第5項
法令番号	昭和26年法律第249号
【根拠条文】 (森林経営計画) 第11条 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。 (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準 (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 (5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。 (6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。 (7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	20日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 208

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	森林経営計画の変更認定
法令名称 根拠条項	森林法 第12条第2項
法令番号	昭和26年法律第249号
【根拠条文】 (森林経営計画の変更) 第12条 前条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。 (1) 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなつた場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて前条第1項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた場合 (2) 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合 2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。 3 前2項の規定による認定の請求については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第5項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び法第11条第5項(森林経営計画の認定)と同様に法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画) 第11条 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。 (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準	

- (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
- (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
- (5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。
- (6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。
- (7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 209

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	火入れの許可		
法令名 根拠条項	森林法 第21条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (火入れ) 第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。 2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。 (1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 210

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (立入調査等) 第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 211

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第6項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (立入調査等) 第49条 6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 3042

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	鳥獣の捕獲の許可(被害の防止の目的とするカルガモ等の捕獲等(鳥類にあっては、卵の採取等を含む。))及び飼養の目的とするメジロの捕獲等に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可) 第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。 (1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。 (2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。 (3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 3043

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	従事者証の交付(被害の防止の目的とするカルガモ等の捕獲等(鳥類にあっては、卵の採取等を含む。))及び飼養の目的とするメジロの捕獲等に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可) 第9条 8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 3044

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付(被害の防止の目的とするカルガモ等の捕獲等(鳥類にあっては、卵の採取等を含む。))及び飼養の目的とするメジロの捕獲等に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可) 第9条 9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 3047

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	飼養の登録		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (飼養の登録) 第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地进行を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 3048

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	登録の有効期間の更新		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (飼養の登録) 第19条 5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 3049

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	登録票の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (飼養の登録) 第19条 6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 3052

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	販売禁止鳥獣等の販売の許可		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。 (1) 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。 (2) 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 3053

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	販売許可証の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 6 第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日